

【調査報告】デジタル性暴力を処罰するための規定の参考となる各国の法制度や政策

認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ

I はじめに

近年、同意のない性的行為を撮影したり、撮影した動画像を用いて、これをばら撒くと脅してさらに性的行為を強要したりする、いわゆる「デジタル性暴力」による被害が生じています。そのため、性的行為に対する同意の有無を問わず、同意のない撮影行為そのものを処罰する規定の創設が必要とされています。

こうした課題に対応するため、当団体は、法制審議会に対し、2022年2月24日「性的姿態の撮影等に関する犯罪の新設に関する要望書」を提出して、包括的な立法提案をしました¹。同時に、AV出演強要被害に関しては包括的な立法による救済を求めています。

本調査報告は、日本において国際水準に基づく、実効的な法規制を導入し、デジタル性暴力の被害防止・救済を実現するため、グッドプラクティスといえるいくつかの法制度を調査し、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会および政府各部署、立法府における検討に資することを目的としています。

具体的には、当団体の提言との関係で参考となり得る規制を導入しているベルギー、フランス及びドイツの3つの国の法制度や政策を紹介するとともに、近年デジタル性暴力と関連する重大犯罪が明るみになったことで政府が様々な取り組みを行っている韓国の法制度や政策を取り上げます。特に、

- ・法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「性的姿態の撮影行為等」に関する立法検討
- ・今国会におけるAV被害に関する議員立法

において、諸外国の好事例を参照し、実効的な被害者保護を実現しうる法制度を実現するために、ぜひとも参照されるよう期待するものです。

なお、現在、日本国内の法体系において、「デジタル性暴力」を定義するものではありませんが、ここでは、コンピューター、スマートフォン、カメラ等の電子機器を用いて、相手の同意なく性的姿態を撮影する行為、実際に撮影した動画等を頒布する行為、撮影又は作成した性的画像を用いて嫌がらせ、ストーキング、脅迫等により相手に精神的負担を生じさせる行為、及び、性的な自撮り画像を送るよう強要する行為を、「デジタル性暴力」と定義します。

¹ <https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2022/02/df1f3cce7c911bf4cb795d7dbc4583ba.pdf>

II 当団体の提言

調査報告に先立ち、2022年2月24日「性的姿態の撮影等に関する犯罪の新設に関する要望書」の提言骨子を紹介します。

1. 同意のない撮影行為

下記の人の姿態(以下「性的姿態等」という)を同意なく撮影する行為を処罰する規定を設けること。なお、所持についても処罰対象とすること。

- ① 人の性的行為にかかる姿態及び性器等(性器、肛門又は乳首)を全部または一部露出した人の姿態
- ② 衣服・下着の着用の有無に関わらず、人の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているもの
- ③ 視界から保護された住居又は部屋にいる人の姿態

2. 性的姿態等を撮影した電磁的記録及びその印刷物の頒布、送信、譲渡

性的姿態等を撮影した電磁的記録及びその印刷物を、同意なく頒布、送信(メール送信、SNSへの配信、アップロード、ストリーミングなど)、譲渡する行為を処罰する規定を設けること。撮影を認識・同意しているか否かを問わない。業として行う場合には加重する。

3. ディープフェイクポルノ

性的刺激や羞恥心を与える目的で性的姿態等動画像(動画と画像、以下同じ)を捏造し、捏造した電磁的記録及びその印刷物を、頒布、送信(メール送信、SNSへの配信、アップロード、ストリーミングなど)、譲渡する行為を処罰する規定を設けること。業として行う場合には加重する。

4. 所持を継続する行為

性的姿態等の撮影に同意があった場合でも、撮影を受けた者から削除、廃棄を求められたにもかかわらず、所持を継続する行為を処罰する規定を設けること。

5. 商業的な撮影行為

商業的な目的で性的姿態等を撮影、頒布、譲渡する場合も、提案1から4までの内容と同様に処罰の対象とする。同意の範囲を超えて頒布、譲渡した場合も処罰対象とする。

以下の状況が認められる場合は「他人の同意なく」に該当する。

- ① 撮影時に、有形力の行使、威迫、不意打ち、偽計、欺罔を用いた場合
- ② 撮影時に、監禁、洗脳、恐怖、困惑、権力の濫用その他の状況により特別に脆弱な状況に置かれている状況を利用した場合

6. SNS等における性的姿態等の撮影・送信(メール送信、SNSへの配信、アップロード、ストリーミングなど)に係るグルーミング行為

- ① 児童に対し、性的姿態等を撮影ないし送信することを誘引する行為はこれを処罰する。
- ② 児童に対し、自らの又は第三者の性的姿態等動画像を送信する行為は、これを処罰する。

7. インターネット事業者

特定電気通信役務提供者(以下提供者)は、性的姿態等動画像について、被写体からの明示の同意を確認できる資料があるなど、権利侵害があると認められない特段の事情がある場合を除き、電磁的記録の送信を防止する措置を講じなければならない。

提供者は、防止措置をとっているか否かにかかわらず、被害者から削除の申し出があった場合、速やかに削除の措置を講じなければならない。

これらの義務に反して役務の提供を継続した場合には処罰する。

8. 有罪判決を前提としない消去制度の構築

有罪判決の存否を問わず、他人が所持する自己の性的姿態等動画像の電磁的記録、及び、インターネット上に掲載されている自己の性的姿態等動画像の電磁的記録について、消去の申立てがある場合には、性的行為、撮影及び頒布に対する同意の有無を問わず、申し出を受けた行政機関が速やかに消去する制度を構築する。

9. 国外犯処罰規定の導入

刑法2条「すべての者の国外犯」に提案2から7までの犯罪を追加し、さらに、刑法175条1項2項及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」3条も同様とする。児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律10条（児童ポルノに関する第7条第1項から第7項まで並びに第8条第1項及び第3項（同条第1項に係る部分に限る。）も同様とする。

10. 刑法の性犯罪規定と同じく非親告罪とする。

III 調査結果

1 ベルギー

窃視・盗撮

ベルギーでは、2020年4月16日に刑法改正が行われたところ、同改正前から盗撮は刑法第371/1条第1項により犯罪とされ、交際終了後の合意に基づかない画像・動画の共有は禁止されていた。そのうえで、同改正により、第371/1条の文言が改訂され、性的画像・記録の合意に基づかない共有が処罰対象に含まれることがより明確化された。現在、同法は合意に基づかずに共有された性的画像等のブロック・削除の手続を定めているとともに、このブロック・削除手続に協力しなかった事業者に対しては罰金を課す手続を規定する。他にも、同法により、男女平等部（The Institute for Equality between Women and Men: IEFH）は、被害者の同意を得て、刑法第371/1条及び第371/2条で言及されている犯罪につき法的措置を講じる権利を与えられている^{2 3}。

² Group of Experts on Action against Violence against Women and Domestic Violence (GREVIO), “GREVIO Baseline Evaluation Report - Belgium,” *Council of Europe*, September 21, 2020, <https://rm.coe.int/grevio-report-on-belgium/16809f9a2c>

³ 画像削除に必要な裁判所の命令を得る手続きの迅速化を定め、判決が出る前に画像の即時の引き下げ若しくはマスキングを命じることができるようになった。判事の命令があれば、その画像を投稿した人物、該当サイトの管理者又はプロバイダ事業者はその画像を削除するのに6時間が与えられる。この命令が常に執行されるかどうかは定かではないが、命令を実行しなかった場合に配布者や公開者は責任を負うことになり、引き下げに応じない場合は200ユーロ以上15,000ユーロ以下の罰金が科される（刑法第371/3条）。また、該当する人物や事業者がベルギーの管轄下になかった場合は、ISP（政府出資のインターネットサービスプロバイダ）によって該当画像にアクセスできなくすることもできるようになる。

現行の刑法第 371/1 条は次の通りである。

「次に該当する者は 6 か月以上 5 年以下の懲役に処する。なお、被害者が 16 歳未満の場合には、10 年以上 15 年以下の懲役に処する。被害者が 18 歳未満の場合には被害者の同意はないものとみなす。

1. 直接的又は技術的な方法により、許可なく又は知らないうちに、人が裸になるか又は明らかに性的行動を行っているとき、かつ、人が私生活への侵害がないと合理的に考えられる状況にあるときに、人を窃視し若しくは窃視させた者又は録音・録画をした若しくは録音・録画をさせた者
2. 被害者が撮影されていることを知らなかったわけではないが、その者の意に反して、その者が裸になるか又は明らかに性的行動を行っているときの画像又は録音・録画を表示、アクセス可能又は流布した者

なお、IEFH のマニュアル⁴においては、被害者が特定の性別であることを理由に、あるいはその性別の全ての人に対して否定的な感情を抱いていることを理由に第 371/1 条に規定される行為を行った場合は、より厳しく罰せられる可能性があるとされている。加えて、IEFH は、プラットフォーム⁵ごとの削除要請の手順、警察へ相談する際の留意事項をまとめたマニュアル⁶を作成し、公開している。

2 フランス

(1) 盗撮罪

2018 年 8 月 3 日に制定された「性的及び性差別的暴力との闘いを強化する法第 2018-703 号」⁷では、第 226-3-1 条⁸が新設された（第 16 条参照）⁹。同条は、対象者が知らないうちに又は同意なしに、衣服又は閉ざされた場所にいることにより、第三者に見えない部分であるその者の秘所 [partie intime] を見るためにあらゆる手段を用いる行為を、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処すると規定する。つまり、のぞきや盗撮等、他人の秘所を見るためにあらゆる手段をとる行為は犯罪として定められた。性差別的侮辱罪と同様、路上や公共交通機関において行われた場合、年齢、疾病若しくは妊娠状態等によりぜい弱な状態にある者に対して行われた場合又は画像を定着させ若しくは拡散させた場合等には、刑罰が加重される。また、未成年者

⁴ Instituut voor de gelijkheid van vrouwen en mannen, “Que pouvez-vous faire ?,” *Instituut voor de gelijkheid van vrouwen en mannen*, https://igvm-iefh.belgium.be/sites/default/files/downloads/handleiding_finaal_versie_fr_2.pdf
⁵ 言及されているプラットフォームは Facebook と Messenger、Instagram、Snapchat、Tik Tok、Twitter、Whatsapp 等である。

⁶ Instituut voor de gelijkheid van vrouwen en mannen (n 23).

⁷ LOI n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes (1), <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000037284450>

⁸ Code pénal Article 226-3-1, https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000037288087

⁹ LOI n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes (1) Article 16, https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000037284463

に対して行われる場合、公共交通機関や駅で行われる場合又は画像が修正、記録若しくは送信された場合等の第1項に規定する特定の行為は、2年の拘禁刑及び30,000ユーロの罰金に処せられることとなる。

そのうえで、2018年9月3日の通達番号2018-00014¹⁰第4.2条は、盗撮罪について「この犯罪は、第226-3-1条により新設され、多くの実務家により指摘されてきた刑法典の不足を補うものである。同規定は、特に公共交通機関で鏡や携帯電話、小型カメラを使用して、ドレスやスカートを着用し、座ったり立ったりしている女性の股間を観察又は撮影する者を起訴することを可能とする。また、試着室や公衆トイレ等で対象者を密かに見つけている者を起訴することも可能とする。」との説明をしている。

(2) リベンジポルノ

フランス民法は、「全ての人は自己の私生活を尊重される権利を有する」(9条)とする¹¹。また、同条文は、刑法226-1条により補強が図られている¹²。具体的には、私生活に対する侵害を処罰する規定として、刑法第226-1条、第226-2条、第226-2-1条がリベンジポルノ行為に関連する規定として設けられている。

刑法第226-1条は、個人的又は内密に発せられた言動を、発話者の同意なく補足し、録音し又は伝達する行為、私的領域にいる者の写真を、その者の同意なく撮影、保存し又は配信する等の他人の私生活のプライバシーを故意に侵害するあらゆる行為を行ったものに対して、1年の懲役及び45,000ユーロの罰金を科す規定となっている(1項2号)。ただし、本条の行為が、当事者に対し公然と行われ、当事者が異議申し立てをできる状況にありながらそれをしなかった場合は、当事者の同意が推定される(2項)¹³。

刑法第226-2条においては、第226-1条に規定される行為によって取得した全ての記録又は文書を保存し、それを公衆若しくは第三者に知らしめ、それを公衆若しくは第三者が知りうる状態に置き又はいかなる方法であっても、それらを使用する行為に対して、前条同様の罰則を科すとの規定がされている(1項)。

第226-2-1条は、2016年10月7日に制定された「デジタル共和国のための法第2016-1321号」¹⁴により新設された条項である¹⁵。

¹⁰ Circulaire du 3 septembre 2018 relative à la présentation de la loi n°2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes, <https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf/circ?id=44010>

¹¹ Article 9 of France's Civil Code, https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000006419288/

¹² Code pénal Article 226-1,

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006070719/LEGISCTA000006165309/#LEGISCTA000006165309

¹³ Ibid.

¹⁴ LOI n° 2016-1321 du 7 octobre 2016 pour une République numérique (1),

https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000033203291

¹⁵ Code pénal Article 226-2-1, https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000033207318

アヴィア法案においては、①Facebook、YouTube 等のプラットフォーム、検索エンジン、ブログ、フォーラム等に、「明らかに違法な」あらゆるヘイトスピーチを通報から 24 時間以内（テロの扇動や児童ポルノコンテンツは 1 時間以内）に削除する義務を負わせるとともに、②違反企業に対する罰金を最大 7 万 5000 ユーロから 125 万ユーロ（約 1 億 5,000 万円）に引き上げ、③各種義務に従わない場合、視聴覚高等評議会 (Conseil supérieur de l'audiovisuel; CSA) が最大で 2,000 万ユーロ又は前年度世界年間売上高の 4%のいずれか高い方を超えない額の制裁を宣告できるとされていた。

もともと、同法案をめぐっては、表現の自由・通信の自由との均衡の兼ね合いで、1 時間や 24 時間という短時間でのコンテンツの違法性判断・削除等を行わなければ罰金が科される法体制は、かえってプラットフォームのコンテンツ削除を促進してしまう可能性が高いことから、結果として、②の罰金最大額引き上げ以外の①と③の点については違憲と判断され、削除がなされた。

3 ドイツ

ドイツにおいて、デジタル性暴力に対する法的保障は人格権に基づいてなされている。人格権は判例法によって発展し、憲法、民法、部分的に未だ施行中である 1907 年の芸術作品及び写真における著作権の保護に関する法（旧著作権法）及び刑法の規定に基づきその存在が正当化されている。

判例法によると、人格権の主な出所は、憲法第 1 と第 2 条を組み合わせた民法 823 条とされる。同条は、損害賠償義務についての規定であり、1 項は「故意又は過失によって他人の生命、身体、健康、自由、財産又はその他の権利を違法に侵害した者は、その者に対し、それから生じた損害を賠償する義務を負う。」²²と定める。人格権は「その他の権利 [ein sonstiges Recht]」に該当すると法的に認められている。

この一般的な人格権に加えて、ドイツ法は人格権につき特別な保障を認めている。自己の写真に対する権利は、旧著作権法の第 22 条以降で保障され、自己の氏名に対する権利は、民法第 12 条で保障されている。

また、刑法第 201a 条は、写真を撮ることを個人のプライバシーの侵害として違法とするところ、同条については、以下、説明をする。

(1) 盗撮罪

刑法²³201a 条 1 項 1 号及び 2 号は

²² “Wer vorsätzlich oder fahrlässig das Leben, den Körper, die Gesundheit, die Freiheit, das Eigentum oder ein sonstiges Recht eines anderen widerrechtlich verletzt, ist dem anderen zum Ersatz des daraus entstehenden Schadens verpflichtet.”

²³ German Criminal Code, Violation of intimate privacy by taking photographs or other images

「特に視界から保護された住居又は部屋にいる他人の写真を違法に作成又は送信し、それによって彼らの個人的プライバシーを侵害する者は、2年以下の懲役又は罰金に処せられるものとする」とする。

また、これらの写真を使用又は第三者に閲覧可能にする場合（同3号）や、許可を得て作成された第1号及び2号に該当するプライバシーを侵害する画像を、許可がないことを認識しながら第三者に利用可能とすること（同4号）も、同様に処罰されうる²⁴。

また、2020年10月14日にはスカート内盗撮を禁止する規制を刑法に設ける改正案が発表され、同改正は2021年1月1日より施行された²⁵。同犯罪は、女性の着用する衣服の下から許可なく写真や動画の撮影をする行為を処罰対象としている。

この新规定は性犯罪に関する章に含まれており、次のように3つの行為を違法としている。

- ①他人の性器や臀部、女性の胸又は下着で覆われているこれらの身体部分の写真を、これらが視界から保護されているにもかかわらず、許可なく、意図的又は故意に、撮影又は配布する行為
- ②そのような方法で作成された画像を使用する又は第三者が利用できるようにする行為
- ③許可を得て撮影された①のいずれかの部分の画像を、許可なく第三者が利用できるようにする行為

なお、同犯罪は、2年以下の懲役又は罰金の対象となり、告訴がある場合又は著しい公益がある場合にのみ起訴される。

(2) リベンジポルノ

芸術著作権法（Kunsturheberrechtsgesetz）第22条²⁶は、

「人は、自己の写真が許可なく拡散又は公然と陳列されることに反対する権利を有する」とすることから、同意のないポルノグラフィは同条に反するとされる。

Section 201a (1) (2), https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_stgb/englisch_stgb.html

²⁴ Criminal Code (StGB)§201a Violation of the highly personal area of life and personal rights through image recordings, https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/_201a.html

²⁵ Jenny Gesley, “Germany: Upskirting Criminalized,” *Library of Congress*, October 23, 2020, <https://www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2020-10-23/germany-upskirting-criminalized/>

²⁶ Act on Copyright and Related Rights, Section 22 Right of communication of broadcasts and of works made available to public, https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_urhg/englisch_urhg.html#p0111

また、個人がプライバシー権侵害を受けた場合は、排除措置命令、是正及び損害賠償を含む民事上の救済を求めることができるため、リベンジポルノに対して同様の措置を採ることが考えられる。

2014 年、ドイツの最高裁判所である Bundesgerichtshof (BGH) は、Facebook 上に元妻の性的画像を載せた男性に対して当該画像の削除を命じた²⁷。

連邦最高裁判所は、この男性は当該画像を公開する意図は有していなかったと判断したが、私的に撮影された裸の写真を使用及び所持することに対する同意は、当該写真を有する者の所有権よりも価値が高い権利である対象者の人格権に基づき取り消されうるとした。

(3) SNS 事業者の義務

2017 年、SNS 事業者に義務を課す、ソーシャルネットワークにおける法執行の強化に関する法律²⁸が制定された。同法においては、200 万人以上の登録者がいるサービスを提供する SNS 事業者に対して、以下の 4 つの事項を遵守することが義務付けている。

- ①利用者が簡単にアクセスでき、かつ常に利用できる苦情手続を提供すること
- ②利用者の苦情を遅滞なく受け取り、刑法上問題になるのかを検証すること
- ③明らかに刑法上問題になる内容の表現は、苦情を受けてから 24 時間以内に削除する又は情報へのアクセスをできなくすること
- ④苦情に関する決定について、苦情を申し立てた者及び書き込み利用者に理由を説明すること

事業者は、苦情に関する有効な処理システムを設置せず、特に処罰に値する内容の表現を完全に又は迅速に削除しない場合には、秩序違反を犯したことになる。苦情処理に関する責任者には 5,000,000 ユーロ以下、企業に対しては 50,000,000 ユーロ以下の過料が科されう²⁹。

また、年間 100 件を超える苦情を受けた SNS 事業者は、違法なコンテンツへの対応に関する報告を義務付けられる（第 2 条第 1 項）。該当する SNS 事業者は、半年に一度、犯罪行為の防止

²⁷ コブレンツ地方裁判所の判決を支持したもの。Philip Oltermann, “'Revenge porn' victims receive boost from German court ruling,” *The Guardian*, May 22, 2014,

<https://www.theguardian.com/technology/2014/may/22/revenge-porn-victims-boost-german-court-ruling>

²⁸ Gesetz zur Verbesserung der Rechtsdurchsetzung in sozialen Netzwerken (Netzwerkdurchsetzungsgesetz - NetzDG), <https://www.gesetze-im-internet.de/netzdg/BJNR335210017.html>

²⁹ 金尚均「SNS 上の表現に対する法的規制」立命館法学 375・376 号(2017 年) p184-185, <http://www.ritsumeiji.ac.jp/acd/cg/law/lex/17-56/009kim.pdf>

のために行う取組の説明や対応する組織及び人員への訓練体制等³⁰を記した報告書をドイツ語で作成し、連邦官報及び自社のウェブサイトで公開しなければならない（第2条2項）。

さらに、司法や被害者に対応する責任ある担当者等をドイツ国内に置かせるため、SNS事業者はドイツ国内における法的手続のために責任者ないし窓口となる者を指名することが義務付けられている。具体的には、違法なコンテンツに起因する過料手続及び民事裁判上の手続と関連して任命される者が国内の送達受取人（第5条第1項）、刑事訴追官庁の情報提供要請のための窓口として指定される者が国内の受信担当者である（同第2項）³¹。

4 韓国

(1) 盗撮罪、頒布罪

本人の同意なしに性的画像を撮影すること、ならびに、同意なしで撮影・配信した性的画像（複製物を含む）を配信することは、いずれも性犯罪法³²に基づく犯罪とされる。いずれも7年以下の懲役または5,000万ウォン以下の罰金が科せられる（第14条）。

営利目的で撮影対象者の意思に反して、インターネット上で性的画像を配信・拡散する行為は3年以上の懲役となる。また、同意を得ずに撮影・配布された性的映像を所持・購入・保管・視聴した者は、3年以下の懲役または3,000万ウォン以下の罰金が科せられる³³。

さらに、性犯罪法に基づくデジタル性犯罪で有罪判決を受けた人は、個人情報法を法執行機関に提供することが義務付けられており、この情報は公開されている（第47条）³⁴。

(2) インターネット事業者の義務³⁵

³⁰ 他の記載事項は苦情送信の仕組み及び違法なコンテンツの削除等に係る判断基準、報告期間中に受信した苦情数、業界団体への加盟状況、判断のために外部に相談した件数、削除等に至った件数、苦情の到達から削除等に至るまでの時間、申立人及び利用者に対する判断の通知の措置。

³¹ 神足祐太郎「ドイツのSNS法—インターネット上の違法なコンテンツ対策—」 国立国会図書館調査及び立法調査局（2018年）p55-56（278），

<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F11202127&contentNo=1>

³²

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%84%B1%ED%8F%AD%EB%A0%A5%EB%B2%94%EC%A3%84%EC%9D%98%EC%B2%98%EB%B2%8C%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%ED%8A%B9%EB%A1%80%EB%B2%95>

³³ この法規制は日本のAV強要などの商業的なデジタル性暴力の規制において参考にすべきである。

³⁴ 公開される情報は氏名、年齢、住所と実際の居住地、身体情報（身長と体重）、写真、登録対象性犯罪要旨（判決日、罪名、宣告刑を含む）、前科情報（罪名及び回数）、「電子装置付等に関する法律」に基づく電子装置（電子足輪、GPS追跡のためのもの）付きかどうかの8件。

³⁵ Kim Hyejin, “A study on the actual conditions of digital sex crime policies in major countries and issues and direction of the sex crime policy in Korea: case studies of the U.S., Australia, Japan and Germany,” *Journal of Digital Convergence* Vol.18. No.8 (August 2020):85-95,

<https://www.koreascience.or.kr/article/JAKO202024852035933.pdf>

インターネット事業者は、性犯罪法違反となる撮影物又は複製物を削除要求等を通じて認識した場合には、遅滞なく、その情報の削除又は接続遮断などの流通防止に必要な措置を取らなければならない（電気通信事業法³⁶第 22 条の 5 第 1 項）。

2020 年 4 月に発表された政府の対策³⁷においては、インターネット事業者の責任を強化した。まず、対象となる事業者をウェブハード³⁸管理者だけでなく全てのインターネット事業者に拡大した。二点目は、事業者が発見時に削除すべき性犯罪画像をデジタル性犯罪全般に拡大することで、それまでは違法に撮影された素材のみが対象だったが、加えて違法に編集あるいは加工された素材と児童ポルノ素材も対象となる³⁹。また、罰則も従来の 2 千万ウォン以下の罰金から売上高の 3%以下⁴⁰に変更（同第 22 条の 6）。さらに、情報通信網法上国内事業者にのみ適用されている不法情報流通の禁止義務を海外事業者にも適用できるようにすることとし（同第 2 条の 2）、科学技術情報通信部長官が事業者の現況把握のための実態調査を実施することができる根拠（同第 34 条の 2）を設けた。なお、海外の事業者は国内代理人を指定する義務がある（同 22 条の 8）。

IV 結論

以上、デジタル性暴力を規制し、処罰するとともに実効的な被害者救済を実現するための諸外国の取り組みを概観しました。これら先進的な立法例に照らせば、日本の取り組みが遅れており、早急な法改正や、新規立法による救済が急務であることは明らかです。

当団体の要請(II に掲載した提言)は、これら諸外国の実例を参照したものであって、改めて法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会における「性的姿態の撮影行為等」に関する立法検討にあたり、真摯に考慮に入れていただくよう要請します。また、同部会ないし、超党派の国会議員による AV 被害に関する議員立法を通じた商業的なデジタル性暴力（意に反するポルノ被害）に対する刑事罰の導入を強く要請します。

なお、欧州連合（EU）は本年 4 月 23 日、Google や Twitter、Facebook（現メタ）などの巨大 IT 企業に対し、オンライン上の違法コンテンツの排除や広告の適正表示を義務づける「デジタルサービス法（DSA）」を制定することで合意しました⁴¹。ディープフェイクの普及、性的画像

³⁶

<https://www.law.go.kr/LSW/lsLinkProc.do?lsNm=%EC%A0%84%EA%B8%B0%ED%86%B5%EC%8B%A0%EC%82%AC%EC%97%85%EB%B2%95&chrClsCd=010202&mode=20&ancYnChk=0#> (参照 2022-04-02)

*Google 機械翻訳にて参照。

³⁷ http://www.mogef.go.kr/eng/pr/eng_pr_s101d.do?mid=eng001&bbsn=707003

³⁸ ウェブ上のストレージ・サービスのこと。利用者は自分以外の他の利用者がアップロードしたファイルを閲覧し、ダウンロードすることができる。

³⁹ Id.

⁴⁰ 売上高が不明な場合は 10 億ウォン以下。

⁴¹ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/digital-services-act-package>

の合意に基づかない配布及び盗撮等を防止するため、企業を直接規制する有効な法律となることが期待されています。こうした動きの進展は、デジタル社会において、とりわけ脆弱な立場にある者が犠牲となり、デジタル性暴力の被害が深刻な社会問題として認識されていることが背景にあります。日本においても、デジタル性暴力の深刻な被害に向き合い、国際的な趨勢にかなった実効的な法制度の実現を進めるよう、改めて要請します。